

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度のお知らせ

社会福祉法人（一部の市町村等を含む）が運営する施設等で提供する介護（予防）サービスを利用する場合、申請により、利用者負担額、食費、居住費（滞在費）または宿泊費が軽減される制度です。

◆この制度の対象となるサービスと費用

対象となるサービス	対象となる費用
①訪問介護 ②夜間対応型訪問介護 ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ④第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）	利用者負担額
⑤通所介護 ⑥地域密着型通所介護 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧介護予防認知症対応型通所介護 ⑨第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）	利用者負担額 食費
⑩介護老人福祉施設 ⑪地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑫短期入所生活介護 ⑬介護予防短期入所生活介護	利用者負担額 食費、居住費（滞在費）
⑭小規模多機能型居宅介護（短期利用も含む） ⑮介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用も含む） ⑯看護小規模多機能型居宅介護（短期利用も含む）	利用者負担額 食費、宿泊費

※高額介護（予防）サービス費に係る利用者負担段階が第2段階の方（世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金の収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方）及び境界層該当証明により介護サービスの負担上限額が1万5千円に減額された方が、③⑩⑪⑭⑯のサービスを利用した場合、利用者負担額は軽減の対象となりません。食費・居住費（滞在費）及び宿泊費のみ軽減の対象となります。

※生活保護を受給されている方は、⑩～⑬の居住費（滞在費）のみ軽減の対象となります。

※特定入所者介護サービス費の対象とならない方は、⑩～⑬の食費・居住費（滞在費）は軽減の対象となりません。

※食費・居住費（滞在費）においては、軽減の対象とする金額は、基準費用額が上限となります。

◆この制度をご利用いただける方と軽減割合

軽減の対象となる方	軽減割合
1 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	1/2
<p>2 世帯全員が市町村民税非課税で、次の①～⑥の全てに該当する方</p> <p>① 介護保険料の所得段階が第2段階・第3段階・第4段階のいずれかであること</p> <p>② 世帯全員の年間（8月から翌年7月まで）収入見込額（農業・事業による収入がある場合は必要経費を除く）の合計が、1人世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ※生命保険の満期保険金・資産の売却金・その他配当金等の一時的な収入や公的年金・企業年金・恩給・年金生活者支援給付金・個人年金・仕送り等の課税収入・非課税収入を含みます。</p> <p>③ 預貯金や有価証券等の額が1人世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること</p> <p>④ 市町村民税が課税されている方に扶養されていないこと</p> <p>⑤ 本人及び世帯員が一定以上の資産を所有していないこと ※以下のような場合は軽減の対象となりません。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・本人及び世帯員が、収入を得ていない土地や家屋を居住用以外の目的で所有している場合 ・収入を得るための土地や家屋を所有している場合であっても、その固定資産税評価額が、本人及び世帯員の合計で2千万円を越える場合（固定資産税評価額については、固定資産税納税通知書等を参照してください） ・本人及び世帯員がその他高額な資産を所有する場合 </div> <p>⑥ 介護保険料を滞納していないこと</p>	1/4
3 生活保護を受給されている方	居住費（滞在費）の全部 (利用者負担と食費は対象外)

◆この制度を利用するためには申請が必要です

お住まいの区の区役所または総合支所の介護保険担当窓口へ申請してください。該当する方には軽減割合を記載した「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」（以下「確認証」といいます。）を交付します。サービスを利用する際に確認証を提示すると、対象となる費用が軽減されます。

※確認証の有効期間は、原則として申請日の属する月の初日から次の7月31日までです。
引き続き認定を希望される場合は、毎年更新の手続きが必要です。

申請に必要な書類	
<p>1 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書 ●介護保険被保険者証 ●社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証（現在交付されている場合） <p>※市町村民税の申告をしていない方には、申告をしていただく場合があります。</p>	
<p>2 世帯全員が市町村民税非課税で、左のページの2-①～⑥の全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書 ●収入申告書 ●資産・扶養状況申告書 ●収入や資産・扶養状況を確認できる書類 <p>※世帯全員分が必要です（別世帯の配偶者は含みません）</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>(例) ●年金収入がある方……年金振込通知書、年金改定通知書等</p> <p>●給与収入がある方……給与証明書、給与支払明細書等</p> <p>●収入を得るための土地・家屋を所有している方</p> <p style="padding-left: 40px;">……固定資産税納税通知書等</p> <p>●資産のある方……預貯金等を確認できる書類（直近4カ月以上の記帳内容）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ●健康保険証 ●介護保険被保険者証 ●社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証（現在交付されている場合） <p>※市町村民税の申告をしていない方には、申告をしていただく場合があります。</p>	
<p>3 生活保護を受給されている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書 ●仙台市外の市区町村で生活保護を受給されている方は、生活保護を受給していることが確認できる書類（保護証明書等） ●社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証（現在交付されている場合） 	

◆対象者の要件を満たさなくなった場合は申告が必要です

確認証の交付後、2ページの要件を満たさなくなった場合には、お住まいの区の区役所または総合支所の介護保険担当窓口へ申告し、確認証の返還が必要です。

- (例) ●有効期間の途中で、預貯金額が基準額を超えた場合
- 申請時点で見込んでいなかった収入が有効期間の途中で発生し、年間の見込み収入額が基準額を超えた場合
 - 世帯内に市町村民税課税者が転入してきた場合
 - 修正申告等により、当該年度市町村民税課税者の被扶養者となった場合
(被扶養者となることにより扶養義務者が非課税となる場合を除く)

※申告がなかった場合や申告時期によっては、遡って認定を取り消す可能性がありますのでご注意ください。

◆その他

軽減を実施している事業所は宮城県のホームページで確認することが出来ます。

(宮城県HPトップページ > 健康・福祉 > 高齢者福祉 > 地域包括ケアシステム > 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/teishotokusha.html>)



◆この制度に関するご質問等は、下記までお問い合わせください

青葉区役所	介護保険課	介護保険係	TEL.225-7211 (代)
宮城野区役所	介護保険課	介護保険係	TEL.291-2111 (代)
若林区役所	介護保険課	介護保険係	TEL.282-1111 (代)
太白区役所	介護保険課	介護保険係	TEL.247-1111 (代)
泉区役所	介護保険課	介護保険係	TEL.372-3111 (代)